

論文

No Child Left Behind Act of 2001 (NCLB 法) における アカウントビリティ制度と学校選択への取り組みに関する一考察

永田 祥子

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期

キーワード：NCLB, マイノリティ, アカウタビリティ, 学校選択

1. 序論

教育の機会均等と教育格差の解消を目標に掲げるアメリカの教育政策の一つ、2002年1月に成立したアメリカの公教育政策「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」(No Child Left Behind、以下NCLB法)に着目し、アメリカの児童生徒に対する教育の取り組みを、NCLB法のアカウントビリティ制度と学校選択を中心として検討する。

教育政策が設立された背景や、マイノリティの児童生徒に対する教育の取り組みを調べ、NCLB法が如何にこれまでの教育政策とは異なっているのかという観点から、アメリカにおけるマイノリティへの教育改革の取り組みを検討する。その分析により、NCLB法の現状と課題を明らかにし、アメリカにおけるマイノリティ児童生徒の教育の在り方を探る。

連邦国家のアメリカにおいて、教育を管轄しているのは州であり、教育法であっても強制力はない。NCLB法が施行された後、アカウントビリティ制度の評価方法や、州内統一テスト結果による学校改善策や学校選択性の不適切性に関して多くの批判があった。

本研究は、このような観点から、NCLB法の具体的な教育政策や施策、そして実際にアメリカの州や学校で行われている取り組みにも注目し、NCLB法が児童生徒の学力向上にどのような影響があったのかということに関する課題や問題点を明らかにするものである。研究対象は民族的・言語的マイノリティの児童生徒とし、初等中等教育段階で行われている取り組みに着目する。NCLB法のなかで不利な状況にある児童生徒への教育政策を扱ったタイトルI (Title I)を中心に、アメリカの教育政策がマイ

ノリティの児童生徒の教育にどのような影響を与えたかを検討する。

2. NCLB法の成立した背景について

2.1 過去の教育政策との関係

まず始めに、NCLB法に至るまでのアメリカの教育政策を探り、NCLB法が施行された背景を検討する。NCLB法の基本方針は、アメリカの最高裁判所が公立学校における人種分離は法律違反であると決定したブラウン判決 (Brown v. Board of Education) にさかのぼる。

1954年の最高裁判決であるブラウン判決は大きな影響を与えた。ブラウン判決に刺激されて1950年代と1960年代の市民権運動が生まれ、初めて人種にかかわらずすべての子どもに教育の機会が広がった。1954年のブラウン判決はまた現代社会の教育に重要な役割を果たしている¹。この最高裁判決は学校での人種差別を禁止しただけでなく、教育の機会を平等に提供することの重要性を確立し、有色人種への教育は決して平等ではなかったことを認め、人種で分離された教育の弊害を述べた。そして、教育の機会平等を意義あるものにするためには、人種別に分かれている学校教育を改めないといけないとし、およそ10年間の余裕を与えつつ人種差別を廃止しようとした。

ブラウン判決の人種差別廃止を効果的に行う助けとなったのが、1964年のタイトルVI公民権法 (Title VI of the Civil Rights Act of 1964) であり、この法は人種、肌の色、出身国による差別を行う学区はどんな学区でも連邦予算を打ち切ることができるようにさせた。

1964年の公民権法の設立後、ジョンソン大統領の掲げた「貧困との戦い (War on Poverty)」として、経済的に不利な立場にある子どもに教育の機会を広げるために1964年に経済機会法 (Economic Opportunity Act) が議会で通過した。これが連邦の補償教育事業の始まりであった。最高裁はマイノリティの児童生徒と経済的に不利な立場にある子どもたちに平等の機会を与えるための教育法 ESEA (Elementary and Secondary Education Act) を1965年に制定し、このような子どもたちの教育の必要にあわせて、学区に連邦予算が提供されるようになった。このESEAが州の管轄であった教育行政に連邦政府が積極的に関わるきっかけとなった。

ESEAと公民権法とは、学校教育における人種差別廃止を効果的に行うために、飴と鞭の役割を果たした。最高裁のブラウン判決と1960年代のESEAと公民権法が大きな効果をもたらした。学区は多額の予算を使用することができるようになると同時に、もし学区が連邦の人種差別廃止の命令に従わないならば、予算は取り上げられることになった²。

1965年にESEAが制定されて以来、連邦政府は不利な状況にある子どもたちを支援してきたけれども、マジョリティの生徒とマイノリティ生徒との間の学力差は解消されていない。2001年に制定されたNCLB法は1965年のESEAを改定した法である。NCLB法とESEAはともに教育格差の解消を主要目標として取り上げており、ESEAを基に改正したNCLB法においても、不利な条件にある児童生徒の学力向上に向けて、連邦政府は地方行政機関に対して補助金という形で援助を行う。その基本政策が記されたのがNCLB法のタイトルIである。

アメリカの学生の学力低下や教員の質の低さ、そして国際情勢の変化による危機感を指摘したのが、1983年にアメリカ教育省に提出した報告書を基に書かれた『危機に立つ国家 (A Nation at Risk)』である。アメリカの17歳の約13%が十分な教育を受けていないため読み書きできず、マイノリティの子どもに至っては約40%にも及ぶことも取り上げられ、アメリカの危機が示された³。このような現状の解決策として、より高い教育スタンダードをアメリカ

の学生に達成させること、高校卒業資格要件を厳しくすること、カリキュラムを厳しくすること、教員への給与を良くすること、教員の養成、訓練、雇用が求められた。また『危機に立つ国家』は、各州が教育改善、学力向上という共通の目標を掲げ、全国的な改革を促す役割を果たした。これにより、州の教育政策であるアカウントビリティ制度がアメリカに定着し、その後の教育政策に大きな影響を与えた。

2.2 NCLB法が導入された背景：コールマンレポート

第二次大戦後、教育の議論と教育改革の多くの試みにおいて、教育機会の平等化と人的資源が求められた。人種、民族、宗教、ジェンダー、社会階層に関わらず、すべての子どもに平等な教育機会と、国家の労働力として知的な人材が必要とされたのである。冷戦に勝つという目的のためには、教育機会の平等化と知的労働力が必要であった。その後1980年代の初めにはグローバル経済における成功を願って、国は公正な教育に大きく関心を寄せるようになった⁴。

NCLB法は、コールマンレポートでも報告された不平等と学力格差を改善するために施行された。NCLB法がコールマンレポートと異なるのは、NCLB法はコールマンレポートでは検証されなかったマイノリティ・グループ⁵の学力格差にも取り組んだことである。

NCLB法は学校・学区に、州内統一テストの成績を人種、家庭の経済状況、障害の有無、英語運用能力などのグループに分けて年間学力向上目標を達成した者の比率を明らかにし、成績を公表することを求めている。NCLB法は学習で遅れを取っていたマイノリティの児童生徒や障害を持つ児童生徒の成績改善を命じており、このようなNCLB法の公の利益や公正さを保つという本来の意図を達成するための手段として、学校選択が実施されることになった。

さらに、NCLB法がコールマンを引き継いだものとして、教育機会の平等化のために学校選択による、学校の教育プログラムの改善が挙げられる。コールマンは学校間競争による学校の改善を主張し、NCLB

法も同様の意図から学校間の競争を取り入れている。この競争は公立と私立の間だけではなく、学区内の公立学校の間でも導入され、学校は評価の対象となる。コールマンは外部の専門家や機関による教育を提唱し、経済的に不利な立場にある者に限らず誰もが選択して受けることのできるような外部の専門家や機関による教育を、公立学校の利用者にも受けることができるようにしようとした。コールマンは読解力と数学の二科目の教育について、学校が成績の低い生徒に効果的に教えることは難しいとし、外部の専門家や機関にも教育の機会を広げるべきであるという考えであった⁶。NCLB法には読解と数学を教えることに関して、外部の専門家や機関を雇うという規定はない。しかし、NCLB法は学区が科学的に実証された教育法を実践することを指示し、学区が外部の専門家や機関を雇い教育に取り組む姿勢を評価している。

学校選択はアメリカの教育の歴史と深く関わっているが、NCLB法が成立することになった本来の意図は社会的正義が基本となっている。NCLB法は、国家の発展に必要な知的人的資源の必要性にせまられると同時に、本質的に社会的正義を実現させること、つまり、教育機会の平等化の必要性に迫られて、法案化されることになった⁷。

3. NCLB法の現状と課題：学校選択とアカウントビリティを中心として

2002年1月8日にブッシュ大統領が署名したNCLB法は、2013 - 2014学校年度末までに各州が定めた学力スタンダードを習熟 (proficient) レベルまでに到達させることを目的にしている。そのために、各州は州内統一テストにおいて児童生徒の進歩状況を調べ、どの児童生徒も落ちこぼれないように指導しなければならない。

NCLB法は10編からなっているが、本稿では不利な状況にある児童の学力向上を目的とし、すべての児童生徒が公正に高い質の教育を受ける機会を提供し、教育格差の解消と学力向上を図るタイトルIを取り上げる⁸。

3.1 アカuentaビリティ制度の趣旨

NCLB法は2002 - 2003学校年度からアメリカで施行され、2007年度までにはすべての州で実施されている。州は読解力、数学、そして科学のテストを行い、すべての児童生徒が州内統一テストにおいて習熟の評価を得るまでに生徒の学力を引き上げることが目標にしている。各学校はこの目標を達成するために、年間学力向上目標 (Adequate Yearly Progress) を設定し、2014年度までに学力スタンダードを向上させるよう努力しなくてはならない。二年続けて年間学力向上目標を達成できなければ、学校改善活動が実施される。この学校改善計画は具体的にはカリキュラムの再編や、教育を専門とする外部専門家による意見や監査、教員の入れ替えなどが挙げられる。その他にも、生徒が地域の追加教育サービスを受ける資格を得ることや成績のよい学校を選択することを可能にするなど、児童生徒の教育環境を整えることで学力向上に結び付ける狙いがある。

各学校の州内統一テストや年間学力向上目標の結果は、人種、家庭の経済状況、障害の有無、英語運用能力のサブグループ別に統計され、公表される。テストの結果、年間学力向上目標を二年続けて達成できなかった場合には、「要改善校」と認定される。

NCLB法下の補助金交付は以前より柔軟であり、州と学区は説明責任を負うと引き換えに、連邦資金を活用することが可能になった。更に、学力を向上させた学校への報酬制度が設けられ、特別に必要性が高い教科などについてはより多くの連邦補助金を使うことができるようにした。生徒は「要改善校」と指定された学校に通っている場合は、NCLB法のタイトルIの連邦補助金を用いて、よりよい教育環境を提供している学校に転校することができる。

3.2 アカuentaビリティ制度の現状と問題点

2007 - 2008学校年度において、年間学力向上目標に達することができず州によって成績の低いと認定された学校の数は、アメリカの学力向上政策がどれほど困難であるかということを示している。学校改善活動が必要だと認定された学校は年々増えているが、成績が向上し、州の学力スタンダードや年

間学力向上目標を達成し、「要改善校」⁹という指定から抜け出すことのできた学校は少ない。ニューヨーク州を例にとってみても、新たに「要改善校」と指定された学校は208校もある。要改善校指定を受けている学校は4,061校あり、要改善校指定を脱した学校は115校に留まり、全体の約3%に満たないことが分かる¹⁰。

アカウントビリティ制度の問題点は、州が独自に学力スタンダードや年間学力向上目標を設定できるため、あえて低い目標を定める州もあるということである。州内統一テストで習熟と判定される基準が州によって異なっており、この違いが州の間の比較を困難にしている。

連邦政府は2014年までにすべての児童生徒の学力向上と学力格差解消を目指して到達目標を立てたが、州の学力スタンダードと習熟度のレベルの違いを認識していない。成績の低い学校は生徒の成績が上がったとしても、スタンダードに達していないと改善の必要な学校として評価されてしまうことになる。NCLB法のアカウントビリティ制度のもとでは、学校は数年かけて生徒の成績を向上させても、それでもまだ学力スタンダードには達しないことがある。特に、白人や中流階級の生徒の多く在籍する学校よりも、マイノリティや経済的に不利な生徒が多く在籍する学校は、より高い目標を達成するように求められることになる。成績のよい学校にとってNCLB法が定める到達レベルは低いが、成績の悪い学校には到達レベルは高すぎる。

3.3 学校選択の現状

次にNCLB法の政策として学校選択と追加教育サービスについて考えることにしたい。学校を選ぶ権利は今までもあったが、NCLB法のもとでは生徒の州内統一テストの成績の結果が、より成績の良い学校へ転校する機会、あるいは授業外の追加教育サービスを得るきっかけとなる。

学校選択を行い、高い学力成果を上げている学校に通う児童生徒の数は、NCLB法以前にも増加の傾向にあった。自分の居住学区ではない公立学校を自ら選択して通学している生徒は、1993年の470万

人から1999年の685万人となり46%増加し、自分で選択した公立学校に通う生徒の比率は11%から14.5%へと変化した。この傾向は、中流階級の白人生徒の間よりも、アフリカ系アメリカ人の生徒の間で一層加速した。ところで、都会の児童生徒は学校選択をおこなうことは比較的簡単であるが、田舎の学校に通う児童生徒が学校を選択する割合も7%以下から10%超へと増加しつつある。学区外に住んでいる生徒に入学を許可する公立学区の率も、1993年の約26%から1999年の約46%まで増加している。西部諸州においては、その率は73%に上る¹¹。

学校選択は年間学力向上目標を達成している他の公立学校に限らず、チャータースクール¹²やマグネットスクール¹³など、様々な形態の学校にまで及んでおり、児童生徒は自ら学校の特性を判断し、学校選択が行えるようになった。また、他学区の学校へ生徒が転校することができるようにする学区間選択と、学区内の他校への転校を許可した学区内選択を行うことにより、学校選択制度を利用する児童生徒は増加の傾向にある。

3.4 学校選択における問題点

2003-2004年度の調査によると、検証を行った10都市のうち、実際に転校した学生は、希望した人数の約2.1%にしか過ぎなかった。ニューヨーク市は例外であり、転校を希望したすべての生徒に学校選択権を与えた。転校を希望した生徒の中で実際に転校を行った生徒は希望数の三分の一にしか過ぎなかった。このことにより、ニューヨークにあるいくつかの学校は定員を超えたので、ニューヨーク市は2004-2005学校年度には学校選択の人数を規定した¹⁴。

アメリカ全土では、2002-2003学校年度、2003-2004学校年度も、現実的にはNCLB法の学校選択は広く行われていない。49の地域、498の学校を調査した資料によると、約2%以下の生徒だけが違う学校に転校した。このように学校選択があまりおこなわれない原因として、受け入れ学校の質の問題が挙げられる¹⁵。

親が学校選択権を得ても転校を行わない理由とし

て、転校受け入れ先の学校に魅力を感じないという点があげられる。たとえばシカゴでは転校を受け入れた90の学校は「失敗した学校という指摘をкаろうじて免れた程度の学校」であった。またその受け入れ先の学校の一部は州が発表する長期的学業成績が低い学校であった。同様にニューヨーク市の近隣の学校も「失敗した学校という指摘をкаろうじて免れた程度の学校」であり、約三分の一の生徒しか州が定めた教育スタンダードに達しない¹⁶。このように受け入れ先の学校がより高い教育の質を提供する保障はないので、実際に学校選択を行う生徒は少ない。

ところで、NCLB法のもとでの学校選択が、あらたな差別を生んでいるという指摘が多くなされている。学校選択制度により、マイノリティや経済的に不利な家庭の生徒が人種隔離された学区ではない学校を選ぶことができるだろうということがしばしば主張されたが、学校選択制度により、白人や裕福な家庭の生徒が人種統合された学校から抜け出ていく可能性が示唆されている。学校選択は社会階層、または人種の格差社会へとつながり、現在よりもより大きな生徒の隔離や分離につながる可能性がある¹⁷。また、学校選択と住居問題との関わりは深いので、公正さの追求は困難を伴っている¹⁸。マイノリティは白人や裕福な家庭の児童生徒のように住居と関連して学校選択を行うことが困難である。

このように、NCLBにおける学力格差の改善と教育機会の平等を実現することは困難を伴っており、NCLB法における試みを失敗であるとみなす指摘がなされている。NCLB法によって新たに実践されたことは多くの生徒や学校に効果がなく、平等と公正さを目指した試みは、状況をさらに悪くしている。このような危機に対処するには、どのように学区内で人種や社会階層に差別が新たに生まれてきているかということを知る必要がある。人種や社会階層に新たに生まれた学区内での差別に取り組もうとしている地域の活動について、取り組みに成功した地域と成功しなかった地域とを詳しく調査することが、公正な教育政策の発展にきわめて重要であると考えられる。

3.5 追加教育サービスの現状

NCLB法の規定によって「要改善校」と認定された公立学校に通う児童生徒は学校選択だけでなく、個別指導などの追加教育サービス (Supplemental Educational Service) が提供される。不利な状況にある児童生徒を対象とした、タイトルIの連邦資金を受けている学校が州内統一学力テストにおいて三年以上、州の定めた学力スタンダードを達成しない場合、追加教育サービスを受ける資格が与えられる。この追加教育サービスは児童生徒の学力向上を目標に、個別指導や学習のつまずきの改善を目的とした補習サービスとして行われる。「要改善校」、「矯正措置」¹⁹、そして「学校の再編活動」²⁰の指定がなくなるまで、児童生徒は追加教育サービスを受けることができる。なお、年間学力向上目標を二年続けて達成した学校は、これらの指定は取り消される。

州は追加教育サービス提供者の認可や評価を行い、学区が追加教育サービスと利用契約を結ぶことが定められている。州が認可した追加教育サービスはリストとして作成され、公開される。また追加教育サービスの形態も多様であり、個人指導やグループ指導、インターネットなどを利用したオンライン授業、そして授業が行われる時間数などは追加教育サービス提供者によって異なる。これらの情報に基づき、児童生徒や親は個々の学習のニーズに合わせて追加教育サービスを選ぶことが可能になる。しかし、たとえ州が追加教育サービスの認定を行っても、市場を管理することは困難であった²¹。

2003-2004 学校年度には 2002-2003 学校年度よりも多くの生徒が、同法の学校選択と追加教育サービスを利用しており、NCLB法の政策は全米で具体化している。

3.6 NCLB法における課題

NCLB法が施行された後、教育成果はアカウントビリティ制度により公表され、学力スタンダードを満たさないと予算が減らされるという制度は、マイノリティの多い学校にとっては厳しいものとなった。不利な状況にある児童生徒には連邦政府の求める学力スタンダードが高すぎるので、このような生

徒の多く在籍する学校は年間学力目標に到達することができないということになった。

NCLB法は目標に到達することが困難であっても前年よりも成績が向上していれば、学校の努力を認めることができるように、年間学力向上目標に到達する合格率を計算する方法として「安全な港」(Safe Harbor)という規定が作られてはいるが、マイノリティの多い学校が学校評価において不利にならないように、同様な規定が作られることが望まれる。

学校がテストの結果をサブグループ別に報告する際に、すべてのグループが到達基準を満たさなければならぬという現在のNCLB法のアカウントビリティ制度を見直して、「要改善校」という評価をおこなう基準を再検討する必要がある。

ところで、「要改善校」とされた学校のすべてが失敗しているわけではないという指摘があるように、年間学力向上目標の基準には届かなくても、少しずつでも改善している学校を評価し、困難な状況のなかで改善の努力をしている学校の予算を減らさないようにすることが望ましい。また、年間学力向上目標を達成できなかった学校が「要改善校」となり、矯正措置や学校の再構築を指定された場合、学校改善活動が実際にどれだけ学校の改善に役立っているのかということについて調査することは今後に残された課題である。

更に、学校選択制度がうまく機能しない原因として、受け入れ側の学校の問題がある。つまり、受け入れる学校は受け入れ可能な許容人数が限られており、アカウントビリティ制度のもとで学校評価が下がるのを恐れて、成績低迷校からの児童生徒の受け入れを望まない。一方、親も学校選択で学校を選ぶ場合において、子どもの通学可能な地域にある学校は要改善校とほとんど変わらない評価がなされている学校なので、学校選択制度による転校を望まない場合も多い。学校選択という制度があっても、また学区間選択という選択肢があるとしても、進んで学校選択をおこなう親は少ない。現実に学校選択という制度があっても、現状では転校を選ぶよりも、追加教育サービスを受けようとする親や子どものほうが多いということにもみられるように、学校選択

制度はうまく活用することが難しい現状となっている。

4. 結論と今後の課題

NCLB法の批判として、学校評価はNCLB法だけの基準で評価されるのではなく、他の基準も評価に加えることが重要である。テスト結果だけにより学校が評価されるということは、授業科目の偏りを引き起こす可能性が高いという弊害がある。NCLB法の教育政策のテストによって実施されるテストの科目である読解と数学、科学は確かに重要な科目ではあるが、移民してきた子どものアイデンティティ形成やバランスのとれた教科を学ぶという点において社会という科目や芸術関係の科目が軽視される傾向は問題である。多民族からなる国家には、多様な教育や地域の必要性にそった教育が必要である。ニューヨーク州が社会や芸術を必修科目としているように、テスト科目に偏らない教育が必要であり、そのような教育に関する政策や、学校、学区、地域の連携による教育プログラムやカリキュラムが作られていかなければならないと考える。

今後、オバマ政権におけるNCLB法の教育成果と課題を検討し、ニューヨークのアカウントビリティ制度や、2003年以降に行われたニューヨーク州の教育政策を取り上げ、マイノリティ生徒が多く住むニューヨークの教育の現状と、教育政策やプログラムの成果や問題点を探り、学外での教育活動も含む多様な教育への取り組みを分析したいと考えている。また、学校選択の問題に関しても従来の制度をうまく活用しなければならぬという批判がなされていたように、今後、学校選択の対象でもあるチャータースクールやマグネットスクールにおける教育への取り組みについても検討したいと考えている。

1 Rebell, Michael A., and Jessica R. Wolff. *Moving Every Child Ahead: From NCLB Hype to Meaningful Educational Opportunity*. New York: Teachers College Press, 2008, p.18.

2 *Ibid.*, p.19

- 3 アメリカ教育省編『アメリカの教育改革』（西村和雄、戸瀬信之訳）、京都大学学術出版会、2004年、16頁。
- 4 レヴィンの指摘を以下に引用する。国の経済成長と雇用のために、すべての市民が経済的に貢献できるような技術と能力を持たなければならない。国の文化・科学の振興を目指すにはすべての市民の隠れた才能を見つけ、育てることが必要である。民主主義を進めるためにもすべてのエスニックグループの参加が求められ、その参加のためにはその目標を支える教育制度を必要とする。このような国家の関心は、障害を持つ児童生徒や教育上不利な状況にある児童生徒に平等に教育の機会を与え、教育成果を上げることである。Levin, Henry M. "Federal Grants and Educational Equity." *Harvard Education Review*, 52(4), 1982, p.445.
- 5 Johanningsmeier, Erwin V. *Equality of Educational Opportunity and Knowledgeable Human Capital: From the Cold War and Sputnik to the Global Economy and No Child Left Behind*. Charlotte, NC: Information Age Publishing, Inc., 2009, p.144. 1966年に発刊されたコールマンレポートにおいて、マイノリティの定義が発表された。コールマンによると、マイノリティに相当するのは、アフリカ系アメリカ人 (Negroes)、ネイティブ・アメリカン (American Indians)、アジア系アメリカ人 (Oriental-American)、アメリカ合衆国に住むプエルトリコ人、ヒスパニック (Mexican Americans) である。ヒスパニックとプエルトリコ人以外の白人は、多数派あるいは白人と呼ばれる。
- 6 *Ibid.*, p.151.
- 7 Scott, Janelle T. (Ed.) *School Choice and Diversity: What the Evidence Says*. New York: Teachers College Press, 2005, p.23.
- 8 U.S. Department of Education. "Public Law 107-110, 2002." <http://www.ed.gov/policy/>.
- 9 年間学力向上目標に二年続けて達することができなかった学校は改善が必要とみなされ、外部の専門家による援助が提供されることになり、公立学校選択が次の学期までに要改善校の生徒に提供されなければならない。地方教育当局は、それぞれの学区のなかで学校選択を自由にできるようにすることが求められる。
- 10 Hergert, F. Leslie et al. *How Eight State Education Agencies in the Northeast Island Regions Identify and Support Low Performing Schools and Districts*. Regional Educational Laboratory Northeast and Islands, 2009, pp.9-12.
- 11 Colvin, Richard L. "Public School Choice: An Overview." *Leaving No Child Behind?: Options for Kids in Failing Schools*. In Fredric M. Hess and Chester E. Finn, Jr. (Eds.). New York: Palgrave Macmillan, 2004, p.15.
- 12 学校選択を提供するという考えは、1980年代までに学区内選択と学区間選択に広がった。特別の教育の目標や結果に関わりあうことと引き換えに州や地域の法規の適用を免れるチャータースクールの運動は1988年の学校改革会議から始まった。チャータースクールは、教員や親が独自の教育理念に基づいて教育機会を提供できる公立学校のことを指し、1980年代後半ミネソタ州に登場し、急速に広まった。
- 13 1970年代より都市は異なった地域からの生徒を惹きつけるような学問と職業指導のテーマを課題として地域に広く開かれた学校を作り始めた。このようなマグネットスクールは、もともとは人種差別のある近隣から離れて、生徒を惹きつけることによって人種統合をおこなうことを意図していた。マグネットスクールは学区により運営され、芸術やテクノロジーといった専門分野も含まれる。連邦政府は、マグネットスクールを創設するために学区に対して資金を提供し、学区もまた、NCLB法の一部である学校教育の画期的取り組みに資金を利用できた。
- 14 10都市とはメーサ (AZ), ワシントン (AZ), フレズノ (CA), ロサンゼルス (CA), シカゴ, バッファロー (N.Y.), ニューヨーク (NY), リッチモンド (VA), アトランタ (GA), ディカルブ (GA) を指す。Sunderman, Gail, L. James S. Kim, and Gary Orfield. *NCLB Meets School Realities: Lessons From the Field*.

- California: Corwin Press, 2005, p. 54.
- 15 *Ibid.*, pp.57-79.
- 16 *Ibid.*, p.46.
- 17 Berends Mark at el. *Handbook of Research on School Choice*. New York: Routledge, 2009, p.20.
- 18 Johanningmeir, Erwin V. op.cit., 2009, p.149.
- 19 四年続けて年間学力向上目標の基準に達することができなかった学校は、矯正措置がとられる。この措置は学校教職員の入れ替え、新しいカリキュラムの実行、学校の経営権の縮小、学校へアドバイスを行う外部の専門家の指名、授業日数の増加あるいは年度の拡大、あるいは学校組織の内部構造の変革などを含む。
- 20 五年続けて年間学力向上目標の基準に達することができなかった学校は、以下のような再編活動をおこなう。再編活動は、チャータースクールとして学校を再開すること、学校の教職員をすべてあるいはほとんど入れ替えること、州が学校の役割を担うか学校管理をおこなうことを含む。
- 21 Gorman, Siobhan. "The Invisible Hand of NCLB." *Leaving No Child Behind?: Options for Kids in Failing Schools*. In Hess, Frederick M., and Chester E. Finn Jr., (Eds.) New York: Palgrave Macmillan, 2004, p.41.
- (5) Hergert, F. Leslie et al. *How Eight State Education Agencies in the Northeast Island Regions Identify and Support Low Performing Schools and Districts*. Regional Educational Laboratory Northeast and Islands, 2009.
- (6) Johanningmeier, Erwin V. *Equality of Educational Opportunity and Knowledgeable Human Capital: From the Cold War and Sputnik to the Global Economy and No Child Left Behind*. Charlotte, NC: Information Age Publishing, Inc., 2009.
- (7) Levin, Henry M. "Federal Grants and Educational Equity." *Harvard Education Review*, 52(4), 1982, pp. 444-459.
- (8) Rebell, Michael A., and Jessica R. Wolff. *Moving Every Child Ahead: From NCLB Hype to Meaningful Educational Opportunity*. New York: Teachers College Press, 2008.
- (9) Scott, Janelle T. (Ed.) *School Choice and Diversity: What the Evidence Says*. New York: Teachers College Press, 2005.
- (10) Sunderman, Gail L. James S. Kim, and Gary Orfield. *NCLB Meets School Realities: Lessons From the Field*. California: Corwin Press, 2005.

(査読論文)

参考文献

- (1) アメリカ教育省編『アメリカの教育改革』（西村和雄、戸瀬信之訳）、京都大学学術出版会、2004年。
- (2) Berends Mark at el. *Handbook of Research on School Choice*. New York: Routledge, 2009.
- (3) Colvin, Richard L. "Public School Choice: An Overview." *Leaving No Child Behind?: Options for Kids in Failing Schools*. In Fredric M. Hess and Chester E. Finn, Jr. (Eds.). New York: Palgrave Macmillan, 2004. pp.11-36.
- (4) Gorman, Siobhan. "The Invisible Hand of NCLB." *Leaving No Child Behind?: Options for Kids in Failing Schools*. Hess, Frederick M., and Chester E. Finn, Jr. (Eds.). New York: Palgrave Macmillan, 2004, pp.37-62.